

ビュースポットおおさか魅力発信事業 企画提案公募 への質問に対する回答

令和8年7月13日

	資料名	項目	質問	回答
1	公募要領	3	大阪府、大阪市の入札参加資格登録など必須とは記載がありませんが、なくても参加可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
2	公募要領	4-(2)-カ	個人事業主の場合、定款又は寄付行為の写しの提出は必要か。	定款又は寄付行為の写しに準じる書類の提出をお願いします。 具体的には、提出書類を確認の上、個別に対応いたします。
3	公募要領	4-(2)-ク	納税証明書について、東京本社・大阪営業の両方の納税証明書が必要ですか。	契約者の納税証明書の提出が必要となります。
4	公募要領	4-(2)-ク	納税証明書について、令和7年度の支払いが7月末予定のため、令和6年度のもので応募可能ですか。	年度を限って証明するものではなく、証明日時点で、府税（全税目）及び消費税及び地方消費税の未納がないことを証明するものとなります。 詳細は最寄りの府税事務所及び税務署にお問合せください。
5	公募要領	4-(6)-ウ	A4ファイルとは、どのようなものでしょうか。 （2穴紙ファイル？クリアファイル？）	2穴紙ファイルになります。
6	様式	様式2	企画提案書（様式2）がA4タテになりますが、「別紙のとおり」と記載し任意の別紙に記載する場合も、A4タテの書式でご提出すべきでしょうか？ 特に決まりはなく、A4ヨコでも問題ないでしょうか？	別紙の場合は、任意の書式で問題ありません。
7	仕様書	2	ビュースポットおおさか100か所のうち、特に認知向上や来訪促進を期待されるエリア又はスポットがあればご教示ください。	発注者より指定するスポットはありません。 事業者により、認知度向上や来訪促進が期待できると見込まれるスポットをご提案ください。
8	仕様書	2	100か所のビュースポットのうち、特に来訪促進を図りたいスポットはありますか。	
9	仕様書	5-(1)	「写真コンテスト」と仕様書に明記ございますので、昨年はムービー部門も開催されておりますが、今年度においては「写真のみ」のご提案でよろしいでしょうか？	基本的には写真コンテストのみの企画運営業務のご提案をお願いします。 ただし、付属的に動画を募集することも可能とします。 動画作品の取扱いについては、写真コンテストと同様とし、詳細については契約締結後に発注者と協議してください。 また、リール動画やショート動画等を活用して本事業の広報を実施いただくことも可能です。
10	仕様書	5-(1)	写真を主体としたコンテストとの理解ですが、リール動画やショート動画等を活用した企画提案も可能でしょうか。	
11	仕様書	5-(1)	写真コンテストにおいて、写真に加えてInstagramリール等の短尺動画を応募対象または部門賞の対象として設定することは可能でしょうか。可能な場合、動画作品についても写真作品と同様に応募規約、権利確認、原本データ取得、二次使用同意の対象として整理する認識でよろしいでしょうか。	
12	仕様書	5-(1)-①	写真コンテストの応募受付システムについて。民間サービス（応募フォーム等）の利用は可能でしょうか。また利用にあたる制限はありますでしょうか。	特に制限等はありませんが、実際の利用にあたっては、契約締結後に発注者と協議の上、利用することとしてください。
13	仕様書	5-(1)-①	写真コンテストの表彰式について、オンライン形式又はイベント内での実施も可能でしょうか。	可能です。
14	仕様書	5-(1)-①	表彰式について、仕様書では開催の有無を含め自由提案と記載されていますが、表彰式は必須ではなく、展示イベント内での簡易な表彰セレモニー、またはWeb・SNS上での受賞発表とする提案も可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	仕様書	5-(1)-①	応募条件における「未発表のもの」の定義についてご教示ください。過去に応募者本人のSNS等で公開済みの写真・動画は対象外となりますでしょうか。あるいは、他コンテストで受賞・入賞していない作品であれば応募可能と考えてよいでしょうか。	過去に撮影された作品であっても、応募条件を満たす未発表作品であれば応募可能と考えています。特定のコンテストや公募展において応募されたものや、他の媒体やメディアに掲載されたものについては対象外とします。応募者個人のSNS等で公開済みの写真・動画は応募可能と考えておりますが、詳細につきましては契約締結後、発注者と協議してください。
16	仕様書	5-(1)-①	写真コンテストについて、過去に撮影された未発表作品の応募も可能と考えてよいでしょうか。	
17	仕様書	5-(1)-①	Instagram投稿による応募作品について、受託者が指定ハッシュタグ検索、投稿URL確認、目視確認を組み合わせて管理する想定で問題ないでしょうか。また、非公開アカウント、ストーリーズ投稿、削除済み投稿、指定ハッシュタグや撮影場所の記載がない投稿については、事務局で確認できない場合、応募対象外または確認対象外として整理してよいでしょうか。	問題ありません。
18	仕様書	5-(1)-①	コンテストの賞品・副賞について、委託費上限4,400,000円（税込）の範囲内で受託者が手配する想定でしょうか。 また、賞品の点数、金額規模、内容について、大阪府として想定または制約があればご教示ください。	コンテスト及びイベントの実施にあたり、賞品等を購入する場合は、委託金額に含むものとします。 賞品の点数、金額規模、内容についての指定はありません。

19	仕様書	5-(1)-①	他企業からの協賛（現物支給など）を事業者が募り、副賞に加えるような企画は認められますでしょうか。	可能です。詳細については、契約締結後、発注者と事前に協議してください。
20	仕様書	5-(1)-①	コンテスト会場のイメージはありますか？会場収容人数や必須の設備などの理想はありますか？	コンテスト会場について、特定の会場イメージ、収容人数、必須設備等は想定しておりません。事業目的である「ビュースポットおおさか」の認知度向上及び来訪・府内周遊の促進に効果が期待できる会場、規模、設備等をご提案ください。
21	仕様書	5-(1)-①	作品数に関して、会場では何点を掲示しますか？（品数が増えれば、什器等の費用が増加します。）	会場で掲示する作品数について、指定はありません。
22	仕様書	5-(1)-①	コンテストの応募受付などで事務局を設ける場合、どの範囲まで府は関わりますか？	事務局を設ける場合、その運営については原則として受託者が行ってください。 ただし、発注者は、コンテスト開催についての必要な判断、及び可能な限りの広報等の協力、調整を行います。詳細については契約締結後、発注者と協議してください。
23	仕様書	5-(1)-①	写真コンテストについて、被写体は「ビュースポットおおさか（府内100か所）」そのものに限定されるとの認識でよいでしょうか。あるいは、ビュースポットから眺望できる景観や周辺の風景等を含む作品も対象として差し支えないでしょうか。	写真コンテストの被写体については、「ビュースポットおおさか」100か所から眺望できる景観や周辺の風景等を対象と考えています。詳細な応募対象の範囲については、仕様書5-(1)-②（イ）に記載している募集要項等で整理し、契約締結後、発注者と協議してください。
24	仕様書	5-(1)-①	応募作品について、生成AIにより作成された画像は対象外と考えてよいでしょうか。	生成AIにより作成された画像は、本事業の業務目的である「ビュースポットおおさか」等への来訪や府内周遊促進の趣旨に反するため、応募作品の対象外とすることを想定しています。なお、写真の明るさや色味の補正等、通常の範囲の加工・編集の取扱いについては、仕様書5-(1)-②（イ）に記載している募集要項等で整理し、契約締結後、発注者と協議してください。
25	仕様書	5-(1)-①	大阪府公式Instagramを活用する場合、受託者による投稿原稿作成を含む、アカウント権限をいただくことは可能でしょうか。	大阪府公式景観instagramの場合、詳細について、発注者と協議した後、可能となります。
26	仕様書	5-(1)-①	大阪府公式景観Instagramを活用する場合、受注者が実施できる業務範囲についてご教示ください。具体的には、投稿原稿作成、投稿代行、リポスト候補の抽出、DM送信、応募者との連絡調整、投稿データ確認等のうち、受注者が直接実施可能な範囲と、大阪府側で実施される範囲を確認させていただきます。	例示いただいた業務内容は原則として全て受託者により行ってください。 ただし、業務内容によっては、発注者にて実施可能なものもあるため、詳細については、契約締結後、発注者と協議してください。
27	仕様書	5-(1)-①	コンテスト告知、募集要項、応募規約、結果発表等を大阪府公式HPまたは関連Webページに掲載する場合、掲載作業は大阪府の業務範疇でしょうか。それとも、受託者が掲載用原稿・画像・PDF・リンク情報を作成し、大阪府へ提供する範囲までが受託者業務でしょうか。	大阪府公式HP又は関連Webページへの掲載作業は、原則として発注者側で行います。受託者には、掲載に必要な原稿、画像、PDF、リンク情報等の作成・提供をお願いします。
28	仕様書	5-(1)-①	応募作品の二次使用权について、応募規約への同意をもって全応募作品に対する大阪府の二次使用を可能とする運用で差し支えないでしょうか。また、受賞作品・入賞作品等については、原本データ取得時に個別同意を再取得する運用を想定していますが、この考え方で問題ないでしょうか。	問題ありません。
29	仕様書	5-(1)-①④	受賞候補作品については、応募者へ個別連絡し、原本データ、二次利用同意、肖像権確認等を取得する運用を想定しています。 原本データおよび個別同意の取得は、受賞候補作品のみでよいでしょうか。 あるいは、展示候補・SNS紹介候補・納品対象作品についても同様の確認が必要でしょうか。	入賞作品等の原本のデータ、二次利用同意、肖像権確認等は必須となります。 その他の納品対象については契約締結後、発注者と協議してください。
30	仕様書	5-(1)-④	Instagram等に投稿された応募作品について、納品対象となる作品の範囲をご教示ください。全応募作品について原本データの取得・納品が必要でしょうか。	
31	仕様書	5-(1)-⑤	審査会を実施する場合、審査会場の確保、審査員の手配、審査資料作成、作品一覧作成、採点表作成、進行、議事録作成等は受託者の業務範疇でしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、会場の確保等発注者が可能な範囲で、協力・調整いたします。
32	仕様書	5-(1)-⑤	審査員について、事前に想定される関係者はいらっしゃいますか？ ゲスト審査員を設ける場合、プロの写真家や芸能人などの想定はされていますか？	事前に想定している関係者はございません。 事業者により選定いただき構いませんが、業務目的に合致するようにしてください。

33	仕様書	5-(1)-⑤	写真コンテストの審査員について、審査員の選定、依頼、謝金支払い、日程調整は受託者の業務範疇でしょうか。 それとも、大阪府職員または大阪府が指定する関係者により審査を行う想定でしょうか。 外部審査員を起用する場合、人数、謝金、選定基準について想定があればご教示ください。	業務目的に合致する範囲において、全て受託者の業務範疇とします。
34	仕様書	5-(1) 5-(2)	写真コンテストと魅力発信イベントについて、イベントで写真コンテストの応募促進を図る企画や、イベント参加者に写真コンテストへの応募を促す企画など、両事業を一体的に実施する提案は可能でしょうか。 また、その場合、イベントは必ずしもコンテスト結果発表後の実施である必要はないとの認識でよいでしょうか。	写真コンテストと魅力発信イベントを一体的に実施することも可能です。 また、写真コンテスト及び魅力発信イベントの開催については、どちらを先に実施するかについて、発注者からの指定はありません。
35	仕様書	5-(1) 5-(2)	コンテストおよびイベントに関する問い合わせ窓口について、専用メールアドレスや電話番号の設置は受託者の業務範疇でしょうか。 Instagram DMへの問い合わせ対応は、大阪府公式アカウント上で大阪府が対応するのか、受託者が文案作成・一次対応まで行うのか、想定をご教示ください。 FAQの作成、更新、回答承認の範囲についてもご教示ください。	コンテスト及びイベントに関する問い合わせ窓口の設置・運営は、原則として受託者の業務範疇とします。専用メールアドレスや必要に応じた電話番号の設置についても、提案内容に応じて受託者により対応してください。 Instagram DMへの問い合わせ対応については、基本的には受注者により行うこととし、必要に応じて発注者も対応いたします。FAQについては、受託者が作成・更新し、重要な回答内容は発注者の確認を受けるものとしてください。
36	仕様書	5-(1)-③ 5-(2)-②	大阪府公式HP、公式Instagram、関連Webページ、市町村・関係団体への周知依頼について、大阪府からどの範囲まで協力・発信いただける想定でしょうか。	当課の広報媒体としては以下を想定しております。 ・府当課HP ・ビュースポットおおさか特設HP (https://www.viewspotosaka.com/) ・当課公式Instagram (osaka_landscape) ・当課Youtube (大阪府 景観魅力発信チャンネル) その他本府が有する広報媒体及び関係団体への周知依頼については、契約締結後、発注者と協議してください。 また、市町村景観担当等への周知については、発注者より実施可能です。
37	仕様書	5-(1)-③ 5-(2)-②	広報の情報発信ツールに関して、利用できる媒体をすべてお教えいただけますか？	
38	仕様書	5-(1)-③ 5-(2)-②	大阪府公式Instagramを活用する場合、投稿、リポスト、ストーリー等の発信、応募者へのDM送信、コメント対応等は、大阪府が公式アカウント上で実施する業務範疇でしょうか。それとも、受託者がアカウント操作を含めて実施する業務範疇でしょうか。	大阪府公式景観Instagramを活用した場合、例示いただいた業務については、受託者により実施していただきます。 コメント対応等具体的な活用方法の範囲については、契約締結後、発注者と協議してください。
39	仕様書	5-(1)-③ 5-(2)-②	発注者において実施可能とされている府ホームページ掲載、府Instagram投稿、府内市役所等へのチラシ配架依頼について、想定される実施範囲、回数、掲載・投稿の可否判断、チラシ配架依頼先の範囲をご教示ください。また、掲載・投稿・配架依頼に係る費用は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	府ホームページ掲載、府Instagram投稿については発注者との協議内容に沿って投稿・掲載をお願いします。配架先数については特に定めておりませんので、提案内容及び事業効果を踏まえてご提案ください。 府ホームページ掲載、府instagram掲載・投稿、府内市町村役場へのチラシの配送に係る費用については基本的には発生いたしません。
40	仕様書	5-(1)-③ 5-(2)-②	募集チラシ、ポスター、イベント案内等を制作する場合、印刷、発送、配架依頼、在庫管理は受託者の業務範疇でしょうか。 それとも、受託者はデザインデータ作成までを担い、印刷・配架は大阪府または関係先で対応する想定でしょうか。 受託者が印刷・発送まで担う場合、想定部数や配架先数をご教示ください。	印刷・配架を含むご提示の業務については、原則として受託者の業務範疇とします。 想定部数や配架先数については特に定めておりませんので、提案内容及び事業効果を踏まえてご提案ください。 ただし、府内市町村等への配架については、発注者から協力・周知依頼を行うことも可能です。
41	仕様書	5-(1)-③ 5-(2)-②	府内市町村、関係団体、公共施設、観光案内所等への周知依頼について、依頼文の発信主体は大阪府でしょうか。	府内市町村、関係団体、公共施設、観光案内所等への周知依頼については、必要に応じ発注者と協議し、大阪府を発信主体とすることは可能です。
42	仕様書	5-(1)-③ 5-(2)	過年度の応募作品、受賞作品、PR動画等をイベント展示や広報に活用する場合、素材の提供、使用可否確認、権利処理、クレジット確認は大阪府の業務範疇でしょうか。 それとも、受託者が過年度応募者への確認や使用許諾の再取得まで行う必要がありますでしょうか。	本府が保有し、使用可能な過年度の応募作品、受賞作品、PR動画等については、素材の提供を行います。具体的な使用方法等については、発注者と契約締結後、発注者と協議してください。
43	仕様書	5-(2)	「府が令和6～7年度に実施したインスタグラムを活用したフォトコンテスト等における作品やビュースポットおおさか PR 動画等を活用することは可能とする」とありますが活用したい場合、画像や動画の元データをご共有いただける認識でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。

44	仕様書	5-(2)	府が令和6～7年度に実施したInstagramを活用したフォトコンテスト等における作品やビュースポットおおさかPR動画等を活用することは可能とする。について、PR動画やガイドブック以外に、紙のチラシやマップ等の宣伝用ツールはございますでしょうか。また、これらがある場合、本事業において利用することは可能でしょうか。	現時点で本府から提供可能な素材としては、過年度のフォトコンテスト入賞作品、PR動画、ガイドブック、特設サイト等で使用しているデータがあります。紙のチラシやマップ等については、在庫又はデータの有無を確認の上、提供可能な範囲で共有します。利用にあたっては、具体的な使用方法を契約締結後、発注者と協議してください。
45	仕様書	5-(2)	・令和6～7年度フォトコンテスト入賞作品及びPR動画について、受託者はイベント会場装飾、展示パネル、映像編集、SNS投稿等へ自由に使用可能でしょうか。また元データは提供いただけますでしょうか。	過年度フォトコンテスト入賞作品及びPR動画等をイベント会場装飾、展示パネル、映像編集、SNS投稿等に活用することは可能です。ただし、具体的な使用方法については、契約締結後、発注者と協議の上、必要な手続きを行ってください。元データについては、提供可能な範囲で共有します。
46	仕様書	5-(2)	PR映像を放映するための映像機器などは、発注者からの貸し出し可能なものはありますか？	PR映像を放映するための映像機器等について、発注者から貸し出し可能なものはありません。必要な機材、設営、運用に係る費用は、委託金額の範囲内で受託者により手配してください。
47	仕様書	5-(2)-①	魅力発信イベントについて、大阪府又は府内市町村が実施する他イベントとの連携提案は可能でしょうか。	大阪府又は府内市町村が実施する他イベントとの連携提案は可能です。ただし、連携先、連携可否、実施時期、役割分担、必要な手続き等については、連携先との調整が必要です。受託者により関係者及び発注者と協議の上、実施してください。
48	仕様書	5-(2)-①	留意事項にあります「ほかの催しと組み合わせる」について、民間の催事等だけでなく、委託期間中に大阪府が主催されるイベントと組み合わせることは可能でしょうか。	
49	仕様書	5-(2)-①	魅力発信イベントの実施場所について、府有施設や大阪府関連施設の活用を提案することは可能でしょうか。	府有施設や大阪府関連施設の活用を提案することは可能です。ただし、施設の利用可否、使用許可、会場費、設備使用料、備品等については、施設管理者との調整が必要となり、係る費用すべて委託金額内に含むものとします。原則、受託者により調整・手配いただきますが、必要に応じて発注者が可能な範囲で協力・調整します。
50	仕様書	5-(2)-①	魅力発信イベントの実施場所について、大阪府関連施設、府有施設、既存イベント、関連催事等との連携や、会場確保に関する大阪府からのご協力・調整は想定されていますでしょうか。会場費、設備使用料、什器・備品等はすべて受注者負担として見込むべきでしょうか。	
51	仕様書	5-(2)-①	イベント企画について。「他の催しと組みあわせるなど」と仕様書に記載がございますが、令和8年8月ごろから3月末までの期間で、大阪府が主催されるイベントがございましたら参考にさせていただきたく、イベント情報についてご提供いただけますとありがたく存じます。	本府で主催する催しについては、「ぐっと！大阪」イベントカレンダー等でご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/fuseiunei/kouhou/portal/index.html
52	仕様書	5-(2)-①	イベント実施における他イベントとのタイアップについて仕様書および説明会にて「他団体等の既存イベントと組み合わせた実施」に関する言及がございました。現時点で大阪府が想定されている「タイアップ可能な候補イベント（秋～冬に府が主催・後援するイベントなど）」や、「連携を期待する特定のエリア・時期」などがございましたら、ご教示いただけますでしょうか。	
53	仕様書	5-(2)-①	イベントの開催にあたり、大阪府より「後援」の名義をいただくことは可能でしょうか。あるいは、発注者である大阪府の「主催」または「共催」等の位置付けでの実施となるのでしょうか。	大阪府は、本魅力事業の委託者となります。大阪府からの委託がわかるように記載いただき、本府のロゴマーク等を使用いただくことは可能です。
54	仕様書	5-(2)-①	企画運営の実施場所はリアルで実施する必要がありますでしょうか？オンライン上でのイベント制作実施も可能でしょうか。	オンラインイベントでも可能としますが、企画運営をご提案いただく際は、本魅力発信事業の業務目的にご留意ください。
55	仕様書	5-(2)-①	イベント開催にあたり、会場管理者との使用許可申請については受託者が行う想定でしょうか。また大阪府から紹介・調整支援を受けることは可能でしょうか。	原則、受託者により行ってください。 場合によっては、発注者より紹介・調整支援を行うことも可能です。
56	仕様書	5-(2)-①	屋外イベントを提案する場合、雨天・荒天時の延期又は中止判断は大阪府との協議により決定する認識でよろしいでしょうか。また延期による追加費用は契約変更の対象となりますでしょうか。	雨天・荒天時の延期又は中止判断についてはお見込みのとおりです。 また、イベント延期により生じる追加費用は委託料金に含むものとします。
57	仕様書	5-(2)-①	提案書内に記載するイベント登壇者などの選定は内諾まで必要でしょうか？	内諾までは必要ございません。想定されている人物を仮で挙げていただければ結構です。 なお、その際にはそのことが分かるように記載をお願いします。

58	仕様書	5-(2)-①	魅力発信イベントについて、必須となる展示内容、開催日数、想定来場者数、会場規模、展示作品数、表彰式の有無等について、最低要件または想定があればご教示ください。	要件等の指定はなく、委託金額の中で「ビュースポットおおさか」の認知度向上及び来訪、府内周遊を促進することに効果が期待できるような企画提案としてください。
59	仕様書	5-(2)-①	エリアごとの巡回は、全ての市町村が対象でしょうか？こちらの任意で抜粋でも可能でしょうか？ ➡巡回の会場が多くなれば、運営費用も件数分増えていくので。	巡回するスポットについては、事業者により決定してください。 任意で抜粋いただいても結構です。
60	仕様書	5-(3)	先日ビュースポット大阪の説明会での話で資料の改訂をしたものを共有していただけるというお話だったかと記憶しております。 改訂された資料は共有されていますでしょうか？ホームページの資料が差し変わっていたりしますでしょうか？	修正したものをHPに掲載しておりますので、以下のページをご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/132510/02_newsiyousyo.pdf
61	仕様書	5-(3)	効果検証を行うにあたり、Instagram公式アカウントの過去実績データ（フォロワー数推移、リーチ数等）の提供は可能でしょうか。	発注者が保有する過去実績データ（フォロワー数推移、リーチ数等）は提供可能です。
62	仕様書	5-(3)	現状分析・課題抽出にあたり、過年度コンテストの応募件数、応募作品のスポット別・エリア別内訳、公式Instagramの投稿実績・閲覧数・リーチ数、公式Webサイトのアクセス状況等のデータをご提供いただくことは可能でしょうか。	
63	仕様書	5-(3)	令和6～7年度に実施されたフォトコンテストの応募数を教えていただきたいです。 可能であれば応募数と応募者数をそれぞれ教えていただきたいです。	令和6年度実施「ビュースポットおおさかフォトコンテスト」 応募数：1,156件 投稿へのリーチ数：約24,000アカウント 新規フォロワー数：565アカウント 令和7年度実施「ビュースポットおおさかフォト・ムービーコンテスト2025」 応募数：1,650件 プロフィールアクセス数：約8,000アカウント 投稿へのリーチ数：約25,000アカウント 新規フォロワー数：約500アカウント 応募者数については把握しておりません。投稿件数、リーチ数等については、発注者で保有し提供可能な範囲で共有します。
64	仕様書	5-(3)	令和6～令和7年度に実施されたInstagramを活用したフォトコンテストについて、応募件数、応募者数、投稿件数、リーチ数等の実績データがあればご教示ください。	
65	仕様書	5-(3)	「ビュースポットおおさかの現状分析及び課題抽出」と仕様書に記載がございますが、令和6～7年度の施策を経て、大阪府として「一定の成果が出たと捉えている部分」と、逆に「依然としてアプローチが不十分、あるいは今後さらに強化すべき課題」などがあれば、可能な範囲でご教示ください。 より精緻に行うため、たとえば前年度の事業実施における「イベント等の参加者属性・アンケート結果」「前年度の事業報告書（概要）」など、開示可能な資料がございましたらご共有いただけますか。	動画配信期間中、府ホームページ及びビュースポットおおさか特設サイトへのアクセスが約30%増加しており、一定の認知度が向上したと考えています。 一方、配信期間終了後はWEBサイトへのアクセス数が減少し、InstagramのフォロワーやYouTubeのチャンネル登録も微増程度にとどまるなど、効果が一時的であることが課題です。若年世代へのリーチは一定達成したものの、認知度の定着や、現地への来訪促進など定着につながる工夫が必要と考えています。過去のフォトコンテストの応募数のデータ提供は可能ですが（上記問Q63、64参照）、参加者属性（年代別、性別等）のデータはございません。令和7年度に実施した動画配信事業の結果報告書についてはご提供可能です。
66	仕様書	5-(3)	「ビュースポットおおさか」の魅力発信において、現時点で課題と認識されている事項（認知度、来訪促進、若年層へのリーチ不足等）があればご教示ください。	
67	仕様書	5-(3)	過去2年間のフォトコンテストの応募件数・参加者属性・SNS分析データ、広告配信結果報告書、サイトアクセスレポートを提供いただけますか。	
68	仕様書	5-(3)	本事業において大阪府が重視する成果指標（応募件数、来場者数、SNSリーチ数、インプレッション数等）があればご教示ください。	特定の目標指標等はありません。 事業目的である「ビュースポットおおさか」の認知度向上及び来訪・府内周遊の促進に資する指標かつ今後、「ビュースポットおおさか」を広く発信するうえで、継続的に使用できる指標が望ましいと考えています。
69	仕様書	5-(3)	現時点で認知度向上や来訪促進に関する目標指標等が設定されている場合はご教示ください。	

70	仕様書	5－(3)	効果検証について、発注者として重視する指標は、応募総数、応募スポット数、エリア別応募数、SNS反応数、展示来場者数、アンケート回答数、来訪意向、次に行きたいスポット等のうち、どの指標でしょうか。 また、実来訪数の完全把握や広告経由応募数の精密把握ではなく、取得可能な応募データ・アンケート・SNS反応を中心に検証する理解でよいでしょうか。	データ把握については、把握方法を絞って（〇〇応募者数のみ等）検証いただいても問題ありませんが、詳細については、契約締結後、発注者と協議してください。
71	仕様書	11	印刷、映像制作、イベント施工運営、警備等、広告配信の専門業務については、契約締結後に大阪府の承認を得ることで再委託可能との理解でよろしいでしょうか。	再委託は原則禁止です。ただし、ご質問の業務の具体的な内容について、専門性等から受託事業者において実施することが困難であることや、自ら実施するより高い効果が期待されることに、妥当性が認められる場合には、再委託により実施することができます。再委託により実施する場合は、契約締結後に、事前に発注者と協議し承認を得ることとします。
72	その他	①	各イベントに関して、動画の記録撮影は必要でしょうか？	各イベントにおける動画の記録撮影は必須ではありません。ただし、必要に応じ事業報告、効果検証、今後の広報等に用いるために、動画の記録撮影を行うことは可能とします。 動画撮影を行う場合は、撮影範囲、肖像権の取扱い、活用方法等について発注者と協議してください。

※質問内容は一部要約して記載しています。